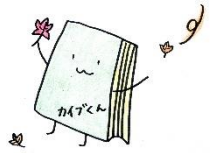


# 長野市公文書館便り

2020  
Autumn

●発行日：令和 2年(2020年)10月20日 ●発行：長野市公文書館

©NaganoCityArchives

## 『広報ながの』原本の移管と公開



長野市の『広報ながの』（名称は「長野市報」、「広報ながの みんなの広場」、「広報ながの」と改称されてきた）の原本・保存版（原本を年毎に綴じ製本したもの）・縮刷版（6冊1セット）が、8月25日に長野市公文書館に移管されました。今回移管された『広報ながの』は昭和22年（1947）から平成14年（2002）にかけて発行されたものです。公文書館では、これまでも縮刷版を配架し閲覧に供してきていますが、原本が保管され、必要に応じて利用していただけることは大きな意義があります。

長野市が、戦後間もない昭和22年、GHQ長野軍政部の監督下にあったころから昭和29年（1954）・41年（1966）の隣接市町村との合併などを重ね、経済成長を背景に大きく発展してきた様子、平成10年（1998）の冬季オリンピック、パラリンピックの開催を通して国際

化していく様子が、各号に掲載された様々な事業への取り組みを通じて見えてきます。現在、年度内には配架・公開できるよう鋭意整理を進めているところです。

## 電子文書の整理・保存・公開へ

電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方法で作られた電磁的記録には、文書管理システムに記録された電子文書や、カセットテープ・ビデオテープ・CD・DVDなどがあります。公文書館では、平成25年度から長野市役所で運用が始まった文書管理システムで作成された電子文書や市民等から寄贈された電磁記録も保存しており、今後も一層増加していくことが考えられます。

文書管理システムに記録された電子文書についても、歴史的公文書は公文書館に移管され整理・保存・公開をしていく必要があります。長野市では、これまで電子文書の公開方法について明確な規定がありませんでしたが、この度条例施行規則を一部改正し、電子文書の保存・整理・公開にむけ作業を進めています。公開方法については以下の通りです。

### ■電子文書の公開方法

- ・申請を受付後、電子文書を紙にプリント。  
\*準備のため休館日を除いて7日間の期間を設け、非公開部分の確認や文書の整理を行う。
- ・プリントした文書を閲覧・複写・撮影。

### ■電磁的記録である公文書等の公開方法

- ・それぞれのメディアの専用機器を使用し再生したものを閲覧・視聴・撮影・録音。
- ・専用機器は、当公文書館が保有するものに限る。

電子文書の公開につきましては、準備期間をとりご不便をおかけしますが、正確を期した資料提供にすためご理解とご協力をお願いします。準備が整い次第公開していく予定です。

長野市公文書館は、新型コロナウイルス感染防止対策として、1. 座席数を減らし間隔を空ける 2. 受付に飛沫感染防止用のアクリル板の設置 3. テーブル、ドアノブのアルコール消毒や換気を定期的に行う等感染防止に努めています。また、来館者の皆様には、マスクの着用、入館時の手指のアルコール消毒をお願い申し上げます。ご協力をお願いいたします。

